

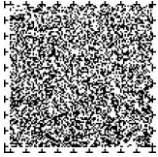
かこがわししょう しゃきほんけいかく
加古川市 障がい者基本計画

がいようばん
概要版



へいせい ねん がつ
平成29年3月

かこがわし
加古川市



けいかく 1. この計画について

◆加古川市では、平成18年（2007年）3月に「加古川市障害者福祉長期計画」をつくり、障がいのある人もない人も、すべての人が互いに支えあいともに生きるまちづくりを進めてきました。

◆平成18年（2007年）3月からこれまでの間、国では、障がいのある人の権利を守るための「障害者の権利に関する条約」への署名をはじめ、障がいのある人への虐待を防止するための法律や不当な差別をなくすための法律をつくったり、障がいのある人が福祉サービスを利用しやすくなるように法律を改めたり、障がいのある人の雇用を進めるための法律を改めたりして、障がいのある人が生活しやすい環境づくりを進めてきました。

◆様々な法律が整えられる中で、「障害」は障がいのある人ではなく社会がつくり出しているという「社会モデル」の考え方が取り入れられ、現在は、「社会的障壁*の除去」と「合理的配慮*の提供」が大切になっています。

◆こうしたことから、加古川市の今後の障がいのある人に関する取組みの方針となる新しい計画をつくりました。名称は、この計画が、障がいのある人に関する加古川市の取組みの基礎となることをよりわかりやすくするため、「加古川市障がい者基本計画」に改めています。

障がいのある人の範囲

この計画でいう「障がいのある人」は、「心身の機能の障がいのある人であって、障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活で相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳を持つ人に限られるものではありません。

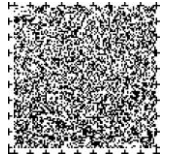
計画期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成35年度（2023年度）までの7年間です。

*「社会的障壁」：障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全て

*「合理的配慮」：障がいのある人の生活を妨げる社会的障壁を取り除くために行われる対応

2. 計画の理念と基本姿勢



計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』



基本姿勢

(1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く

障がいのある人が、障がいのない人と平等に、その人らしさを大切にした生活を保障するため、平等であることを拒むあらゆる社会的障壁を取り除くとともに、ユニバーサルデザイン*の視点に立ったまちづくりを進めます。

(2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する

人は、社会や人とのつながりの中で生きていて、その人が必要とする支援が適切に行われることにより、社会や人とのつながりを保つことができます。

障がいのある人といっても、一人ひとりの状況は違うため、周りの人が、障害の特性を理解することを基本とし、その特性と一人ひとりの生きづらさや困っていることに目を向けたきめ細やかな支援を充実します。

(3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

だれもが住み慣れた地域で、心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを進めるために、自助（自ら行うこと）、互助（地域での見守りや支えあい）、共助（社会保険制度など費用負担が制度的に裏付けられたもの）、公助（公的な福祉サービス）の連携による取組みを進めるとともに、障がいのある人本人や支援者の意見を十分に聞き、取組みを進めます。

*「ユニバーサルデザイン」：だれもが利用しやすいよう、最初から都市、モノ、生活環境などをデザインするという考え方

3. 計画で取り組むこと

地域づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会的障壁を取り除くための取り組みを進めるとともに、障害や障がいのある人への理解を深めるための様々な活動に取り組めます。



更に、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、ともに支えあい生きる地域づくりを進めます。

地域生活の充実

障がいのある人が、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、いつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整え、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、障がいのある人それぞれの状況に合わせて、生活をするうえで必要とする支援を充実させる取り組みを進めます。



教育・余暇の充実

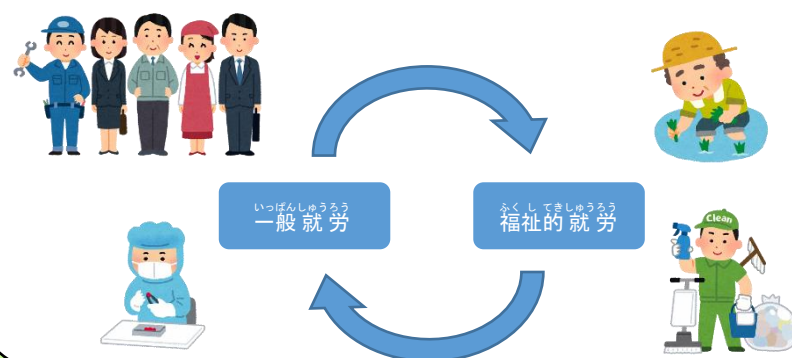
特別な支援や配慮（気配り）を必要とする子どもに対して、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整え、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。



また、障がいのある人の生きがいとなるような文化芸術・スポーツなどの余暇活動を行える環境の整備を図ります。

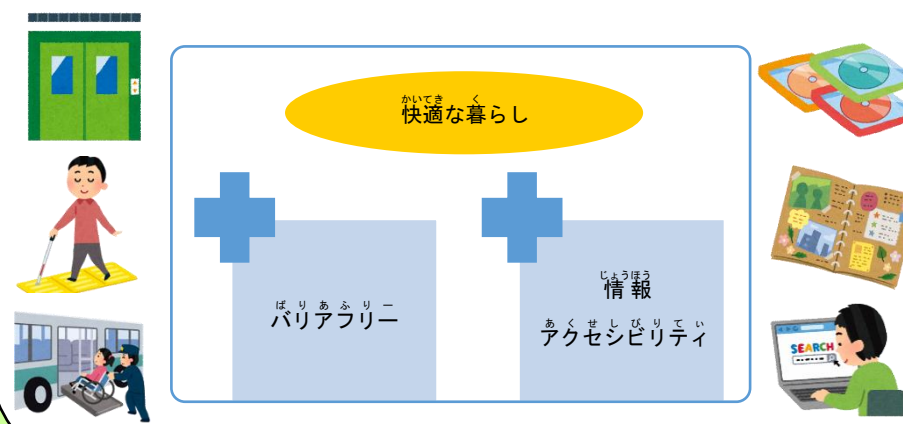
就労・経済的自立の支援

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労*や福祉的就労*により生きがいを持って働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労にかかわる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当などの経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内するなど、利用しやすい環境の整備を図ります。



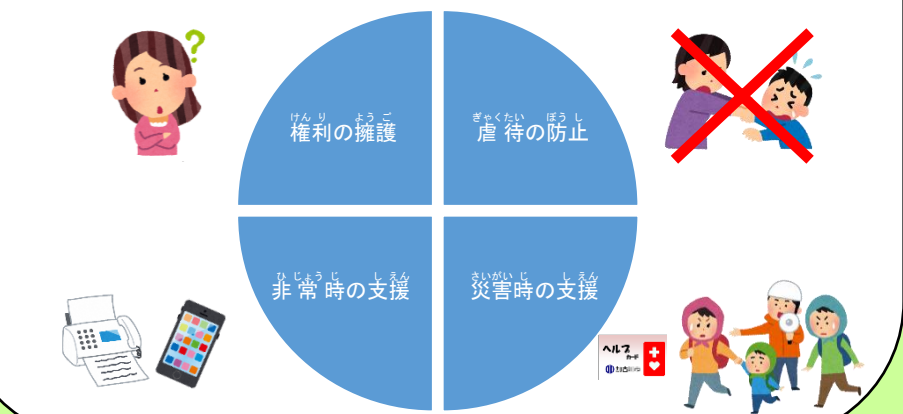
快適に暮らせるまちづくりの推進

道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザインによる整備を進めるとともに、情報アクセシビリティ*の向上を図ることにより、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。



安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、障がいのある人の特性や状況に応じた支援ができる体制の整備を図るとともに、成年後見制度*の活用支援や虐待の防止などの権利擁護の推進に努め、障がいのある人の安全安心の推進を図ります。

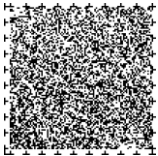


*「一般就労」：労働関係法の適用を受けて一般企業などで働くこと

*「福祉的就労」：就労継続支援事業所など福祉的な観点に配慮された環境で就労すること

*「情報アクセシビリティ」：だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

*「成年後見制度」：判断能力が十分でない人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度



4. 計画の全体像

計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

取組みの分野

取組みの方向性

(1) 地域づくりの推進

- ① 障害や障がいのある人に対する理解の促進
- ② 地域福祉活動の充実
- ③ つながりの強化

(2) 地域生活の充実

- ① 相談支援の充実
- ② コミュニケーション支援の充実
- ③ 日常生活支援の充実
- ④ 療育支援の充実
- ⑤ 保健・医療の充実

(3) 教育・余暇の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

(4) 就労・経済的自立の支援

- ① 就労支援体制の充実
- ② 一般就労の拡充
- ③ 福祉的就労の充実
- ④ 経済的支援制度の周知

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

- ① バリアフリーの推進
- ② 情報アクセシビリティの向上

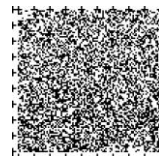
(6) 安全安心の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② 災害時など緊急時の支援の強化

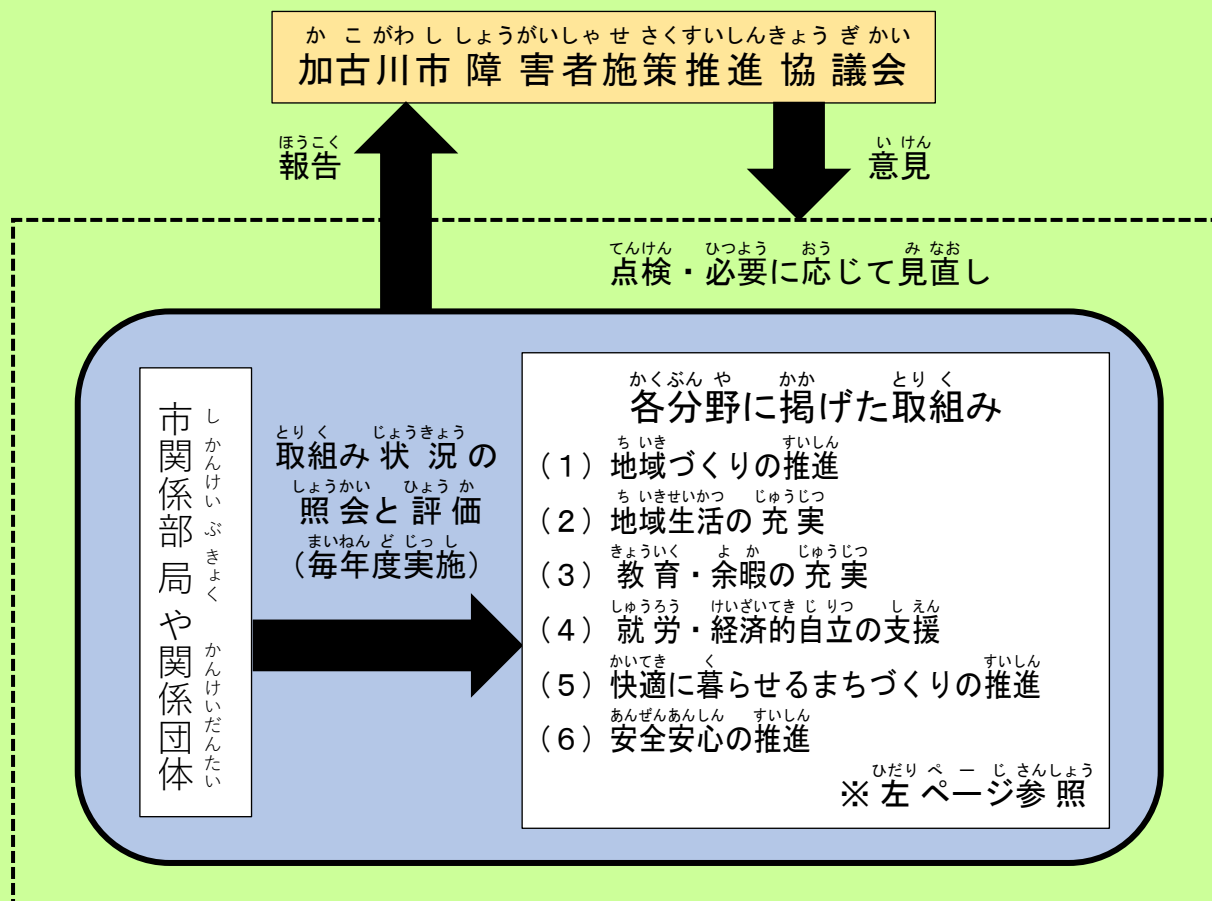
基本姿勢

- 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する
- 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

5. 計画の進め方



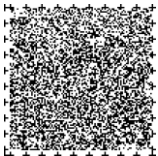
「P D C Aサイクル*」による計画内容の評価や見直しを進め、各分野における取組みの実施をより確実なものとするため、毎年加古川市障害者施策推進協議会に取組みの実施状況を報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合わせた現状の把握に努めるものとします。そして、平成30年度（2018年度）を始期とする「第5期加古川市障害福祉計画」と平成33年度（2021年度）を始期とする「第6期加古川市障害福祉計画」をつくるときには、この計画の理念や基本姿勢を踏まえ、短期間で重点的に取り組む事項を整理することで、共生社会を実現する推進力を更に高めるものとします。



この計画をつくるにあたり、市民や事業者に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換会、加古川市障害者自立支援協議会での意見の聞き取りを行いました。

そして、障がい者福祉に詳しい学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する加古川市障害者施策推進協議会による審議を重ねてこの計画をつくりました。

*「P D C Aサイクル」：計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に物事を管理する手法



か かがわし しょう しゃ きほんけいかく がいようばん
加古川市 障がい者基本計画 概要版

はっこう へいせい ねん ねん がつ
発行 平成29年(2017年)3月

か かがわし ふくし ぶ しょう しゃしえんか
加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 か かがわし か かがわちやうきたざい け ばん ち
加古川市加古川町北在家2000番地

でん わ
電話 (079) 427-9372

ふあつくす
FAX (079) 422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>